

(イ)身体障害者

身体障害者手帳(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。

↓身体障害者手帳を所持しない者

次の①及び②による医師の診断書・意見書(原本又は写し)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。

①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(但し、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。)を受けること。

② ①の診断書は、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

(ロ)知的障害者

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターの判定書(知的障害者であると判定した旨を記入したものをいう。)(写)
療育手帳(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。

(ハ)精神障害者

精神障害者保健福祉手帳(写)であって対象労働者の氏名が確認できるもの。

主治医の診断書・意見書(原本又は写し)であって対象労働者の氏名が確認できるもの。

※統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む)又はてんかん以外の精神障害がある者については、上記のうち精神障害者保健福祉手帳(写)に限る。

(ニ)発達障害者

医師の診断書(原本又は写し)であって対象労働者の氏名及び発達障害であることが確認できるもの。

(ホ)難病患者

都道府県が交付する医療受給者証(写)

医師の診断書(原本又は写し)

公的機関が発行する書類(原本又は写し)であって対象労働者の氏名及び難病の病名が確認できるもの。

(ヘ)高次脳機能障害者

医師の診断書(原本又は写し)であって対象労働者の氏名及び高次脳機能障害であることが確認できるもの。

上記の他に労働局が必要と認める書類の提出を求めることがありますのでご協力お願いいたします。

☆ 様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

☆ 添付書類は、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し記入しているもの、または原本を複写機等の機材を用いて複写したものを提出してください。

※ 当該助成金は会計検査院による検査の対象となっています。

後日、総勘定元帳などの関係書類をお借りする場合がございますので、予めご了承ください。